平成２５年（フ）第３６号
静岡県賀茂郡南伊豆町加納761番地の１
破産者　鈴木　光子
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第２７号
滋賀県長浜市高月町東阿閉11番地１　吉田産業淡海寮207号室
破産者　立花　弘樹
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
京都府亀岡市千代川町小川２丁目７番11号レオパレス千々川101号
破産者　松本　隆行
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
兵庫県明石市魚住町西岡1845―１　レオパレスＦＵＪＩＩ101、住民票上の住所兵庫県姫路市勝原区宮田35番地１　メゾンクレイン４Ｂ
破産者　内海　克視
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
神戸市西区竜が岡２丁目７番地の８　竜ハイツ102号
破産者　篠原　正純
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
愛媛県南宇和郡愛南町柏1629番地２
破産者　黒木　正子
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第３７５号
高知市下島町10番地、住民票上の住所高知市一ツ橋町２丁目64番地３
破産者　篠原　喜芳
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２５５号
高知市上町１丁目２番10号　脇ハイツ202号、開始決定時の住所高知市愛宕町４丁目１番12号
破産者　福田　恭子
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９１号
高知市南はりまや町１丁目16番７号　ダイアパレスはりまや橋302号、住民票上の住所高知市朝倉己732番地４
破産者　福島　光紀
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８０号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野1279番地25
破産者　島田　　厚
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第８１号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野1279番地25
破産者　島田　博子
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第３２号
東京都板橋区前野町１―20―１　820号室、破産手続開始決定時の住所熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽5156番地１　市原アパート103号
破産者　志賀　幹雄
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第３３号
大分県速見郡日出町大字大神１番地３　サニーハウス河野201
破産者　羽田野百合
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
大阪府四條畷市南野２丁目９番40号　プリンセス館101号室栗岡秀文方、住民票上の住所奈良県北葛城郡広陵町大字南103番地１
破産者　栗岡　正行
１　決定年月日　平成26年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２０１１号
札幌市厚別区大谷地東３丁目１番25―38号
破産者　澤口　永行
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３号
岩手県二戸市金田一字沖52番地４
破産者　柴田　直樹
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第４号
岩手県九戸郡洋野町種市第74地割135番地39
破産者　滝田　広実
１　決定年月日　平成26年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部